

○狛江市総合基本計画条例

平成30年10月11日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ長期的なまちづくりを行うことを明らかにし、もって計画的な行政運営を推進するために策定する総合基本計画について、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すものをいう。
- (2) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像、まちづくりの方向性等を実現するための施策を示すものをいう。

(総合基本計画の構造)

第3条 総合基本計画は、基本構想及び基本計画からなるものとする。

(位置付け)

第4条 総合基本計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定に当たっては、総合基本計画との整合を図るものとする。

(諮問)

第5条 市長は、総合基本計画の策定に当たっては、狛江市総合基本計画審議会条例(昭和46年条例第21号)第1条に規定する狛江市総合基本計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○狛江市総合基本計画審議会条例

昭和46年4月1日条例第21号

(設置)

第1条 狛江市の総合基本計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問機関として狛江市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合的な計画の策定に関し必要な事項について調査審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、市長が任命又は委嘱する審議会委員（以下「委員」という。）16名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によって満了するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、公職及び団体の役職にある者については、その在職期間中とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項について調査審議するため臨時に委員を置くことができる。

- 2 前項の委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議の終了によって満了する。

(委員長)

第6条 審議会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第9条 審議会は、必要があるときは、専門の事項について調査審議するため、規則で定めるところにより、分科会を置くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

○狛江市総合基本計画審議会条例施行規則

昭和46年9月7日規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市総合基本計画審議会条例（昭和46年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者 10名以内
- (2) 公募市民 5名以内
- (3) 市職員 1名

(会議)

第3条 狛江市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(策定委員)

第4条 審議会に策定委員を置くことができる。

- 2 策定委員は、市長が委嘱する。
- 3 策定委員は、審議会及び条例第9条に規定する分科会の審議に参考となる意見を述べることができる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干名を置き、市職員の中から市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の審議を助ける。

(庶務)

第6条 審議会及び分科会の庶務は、企画財政部政策室が担当する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

○狛江市基本計画策定分科会の設置及び運営に関する規則

平成 31 年 1 月 24 日規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、狛江市総合基本計画条例（平成 30 年条例第 26 号）第 2 条第 3 号に規定する基本計画を策定するため、狛江市総合基本計画審議会条例（昭和 46 年条例第 21 号）第 9 条に基づき、狛江市基本計画策定分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 分科会は、基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、狛江市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）に報告する。

(組織)

第 3 条 分科会は、審議会において必要と認められた 3 分科会以内をもって組織する。

2 分科会は、27 名以内で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委属する。

(1) 狛江市総合基本計画審議会委員 15 名以内

(2) 公募市民 12 名以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 各分科会に委員長及び副委員長を置き、狛江市総合基本計画審議会条例第 6 条第 1 項に規定する委員長（以下「審議会委員長」という。）が指名する。

2 委員長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 分科会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 分科会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 分科会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 分科会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会委員長が別に定める。